

## 千葉県水産振興審議会について

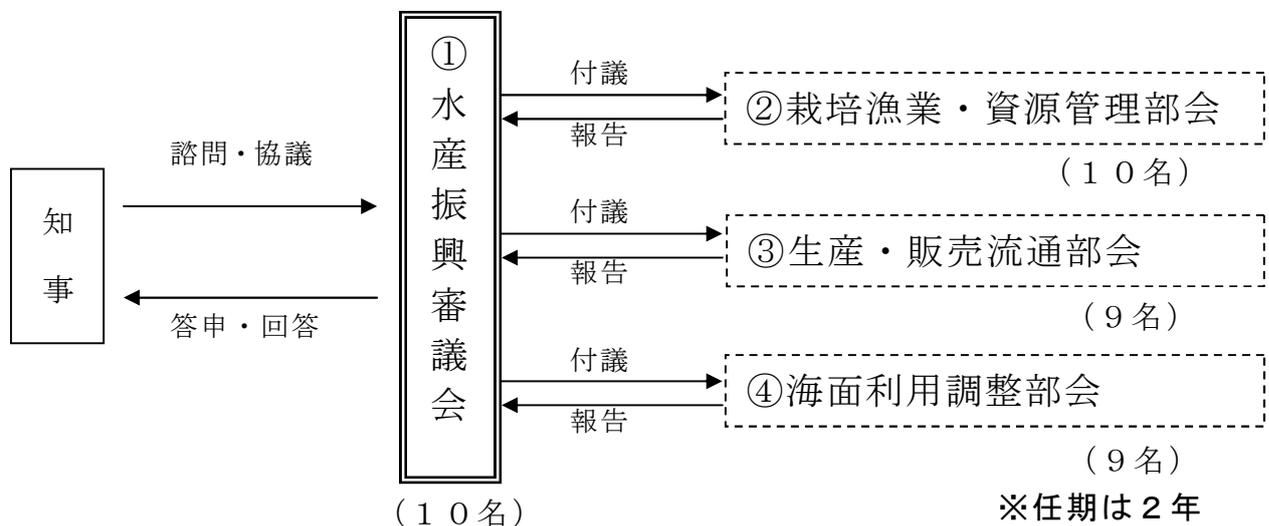
## 1. 設置根拠

千葉県行政組織条例

## 2. 担任する事務

水産資源の維持及び増大、水産物の加工、流通及び販売並びに海面の利用の調整に関する事項その他の水産業の振興に関する重要事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

## 3. 組織体系



②～④の部会の議決は、会長の同意を得て審議会の議決とすることができる。  
 (千葉県水産振興審議会部会設置及び議事運営に関する要領第5条第1項)

## 4. 主な事務

## ①水産振興審議会

水産業の振興に関する重要事項について調査審議し、これに関し必要と認める事項を知事に答申し、又は建議すること。

## ②栽培漁業・資源管理部会

- ・栽培漁業基本計画\*及び毎年度の実施計画に関すること。
- ・資源管理型漁業に関わる事業実施計画に関すること。

※本県沿岸漁業の安定的な発展と水産物の供給の増大に寄与するため、水産動物の種苗の生産及び放流並びに水産動物の育成を計画的かつ効率的に推進することを目的とした計画。

### ③生産・販売流通部会

- ・漁業生産基盤に関すること。
- ・水産物の加工、販売流通に関すること。千葉ブランド水産物<sup>※※</sup>の認定に係る審議などを実施。

※※千葉県を代表し、全国に誇れるものを認定し、重点的にPRすることにより、「千葉のさかな」全体のイメージアップを図り、消費拡大、魚価向上につなげる取り組みをしている。

### ④海面利用調整部会

- ・漁業と海洋性レクリエーションとの調整に関すること。海区漁業調整委員会<sup>※※※</sup>から依頼を受けた県からの協議事項等を審議する。

※※※漁業者委員、学識経験委員、公益代表委員及び専門委員で構成され、漁業権の免許等について、審議し、知事に答申する諮問機関。また、漁業調整のため、関係者に対し水産動植物の採捕に関する制限、禁止等の「委員会指示」なども行う。

## 5. 委員構成

### ①水産振興審議会

市町村長、水産団体を代表する者、学識経験を有する者

### ②栽培漁業・資源管理部会

学識経験を有する者、市町村、漁業協同組合長及び関係漁業団体の役員、遊漁団体

### ③生産・販売流通部会

学識経験者、生産関係者、流通関係者、報道関係者、消費者関係者、ブランド・商標関係者、旅行関係者、魚関係著名人

### ④海面利用調整部会

漁業関係者、遊漁関係者、海洋性レクリエーション関係者、学識経験者